

諮問実施機関	：熊本県知事
諮問日	：平成29年7月12日（諮問第185号）
答申日	：平成30年3月23日（答申第142号）
事案名	：河川災害復旧工事に係る提出書類の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申

### 第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、河川災害復旧工事に係る提出書類について平成29年6月19日に行った不存在による不開示決定は、妥当である。

### 第2 諮問に至る経過

- 1 平成29年5月6日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「H290925 まで 河川災害復旧工事 熊本県央広域本部上益城地域振興局土木部公務課 藤本・早井復旧・復興建設工事共同企業体の入札の書類と入札金額 提出書類一式 有害化学物質 SDS 特化則にかかる書類 健康診断提出書類 刑務作業の有無のわかるもの。」

- 2 平成29年5月19日、実施機関は、本件開示請求に形式上の不備があるとして、条例第6条第2項の規定に基づき、審査請求人に対し、補正通知書を送付した。
- 3 平成29年6月19日、実施機関は、補正通知に対する回答を踏まえ、本件開示請求に対し、「平成28年度一級河川木山川28年発生河川災害復旧（その12）工事（受注者：藤本・早井復旧・復興建設工事共同企業体）の入札書類と入札金額」について部分開示決定を行い、「平成28年度一級河川木山川28年発生河川災害復旧（その12）工事（受注者：藤本・早井復旧・復興建設工事共同企業体）に係る、有害化学物質SDS特化則にかかる書類、健康診断提出書類、刑務作業の有無のわかるもの」（以下「本件対象文書」という。）については作成又は取得していないという理由から不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。
- 4 平成29年6月26日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする審査請求を行った。
- 5 平成29年7月12日、実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

本件不開示決定を取り消すとの決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書等によれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 河川の復旧工事にはセメントやコンクリートを使うと思う。SDSは法律が改正になり去年の6月から義務化になった。コンクリートも色々な種類があり、それにより混和剤も変わってくるそうで、混和剤のSDSが必要だと思う。袋に入ったセメントでも色々な種類がある。河川は崩れないように強力なコンクリートを使うのではないか。すると特化則にかかってくることもあると思う。まず行政から法律に則って仕事をしてほしい。
- (2) コンクリートに有害化学物質が入っていると書かれた論文がある。コンクリートには環境破壊物質のフッ素が入っていて、作業する人の健康を害しているのではないかと思う。
- (3) 刑務作業はないのか。建築や解体、土木などの一番大変なところにタダ働きと同じような刑務作業が行われていないか心配している。
- (4) 行政に資料がなくても、元請け、下請けにはあるはず。税金でされている工事であり、開示をお願いする。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの弁明書での説明内容は、次のとおりである。

- (1) 熊本県が発注する土木部所管の土木工事において、公共工事請負契約書等の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るために土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）を定めている。
- (2) 共通仕様書において、工事完成時に受注者が工事完成図書として提出すべき書類を定めている。その提出すべき書類に審査請求人から行政文書開示請求のあった「有害化学物質SDS特化則にかかる書類、健康診断提出書類、刑務作業の有無のわかるもの」は含まれていないため、受注者から各書類を取得していない。

### 第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

#### 1 本件不開示決定の妥当性について

(1) 当審査会では、県が発注する土木工事において受注者に提出を求める書類はどのようなものか、また、審査請求人が開示を求める「有害化学物質SDS特化則にかかる書類、健康診断提出書類、刑務作業の有無がわかるもの」が受注者に提出を求める書類に含まれているのか。もし含まれていないのであればその理由は何かについて、実施機関に対し詳細な説明を求めたところ、次のとおりであった。

ア 県が発注する土木工事においては、熊本県公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）、共通仕様書、土木工事施行管理基準によって提出書類を定めており、具体的な提出書類の様式等は県のホームページで公表している。

約款、共通仕様書等において受注者に提出を求めている書類は、契約書及び設計図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図るために必要な事項を確認するための書類である。

イ 審査請求人が開示を求める「有害化学物質SDS特化則にかかる書類、健康診断提出書類、刑務作業の有無がわかるもの」は受注者に提出を求める書類に含まれていない。その理由は、次のとおりである。

(ア) 有害化学物質SDS特化則にかかる書類、健康診断提出書類について

a SDS (Safety Data Sheet 安全データシート) とは、化学物質等の危険性・有害性等に関する情報（化学物質等の名称、成分及びその含有量、物理的及び化学的性質、人体に及ぼす作用、貯蔵又は取扱い上の注意等）を記載した文書であり、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）では、化学物質等を譲渡、提供する者に譲渡等の相手方に対する通知が義務付けられている。

b 労働安全衛生法に基づき制定された特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）では、化学物質による労働者の健康障害を予防するため、発散抑制措置、漏えい防止措置、作業主任者の選任、作業環境測定の実施、健康診断の実施等の措置が事業者には義務付けられている。

c 労働安全衛生法及び特定化学物質障害予防規則では、労働者の健康診断及び健康診断後の措置が事業者には義務付けられている。

d 上記aからcまでの措置はいずれも事業者には義務付けられているものであり、発注者に義務付けられたものではないことから、審査請求人が開示を求める「有害化学物質SDS特化則にかかる書類、健康診断提出書類」は受注者に提出を求める書類には含まれていない。

(イ) 刑務作業の有無がわかるものについて

県は、約款に基づき、受注者に対して、工事に従事する労働者のうち、現場代理人、主任技術者、専門技術者など工事が適正に管理・施行されるために必要な技術者等を確認するための書類しか提出を求めていることから、審査請求人が開示を求める「刑務作業の有無のわかるもの」は受注者に提出を求める書類には含まれていない。

- (2) 県が発注する土木工事において受注者に提出を求める書類は、上記(1)のとおりであり、審査請求人が開示を求める「有害化学物質 SDS 特化則にかかる書類、健康診断提出書類、刑務作業の有無のわかるもの」については提出を求めておらず、保有していないという実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

したがって、実施機関が本件開示請求に対して行った不存在による不開示決定は、妥当である。

## 2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、行政に資料がなくても元請け、下請けにはあるはずであり、開示をお願いすると主張しているが、条例第2条第2項で開示請求の対象とされている行政文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものである。よって、実施機関は現に保有していない文書を開示請求に応じるために取得する必要はない。

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

## 3 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 熊本県情報公開審査会

会	長	鹿瀬島正剛
会長職務代理者	井寺	美穂
委	員	立石 邦子
委	員	末松 恵美
委	員	中嶋 直木

## 審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年 7月12日	・ 諮問（第185号）
平成29年12月13日	・ 審議
平成29年12月25日	・ 審査請求人から意見書を受理
平成30年 1月10日	・ 審議
平成30年 2月14日	・ 審議
平成30年 3月14日	・ 審議